

ホームディレクトリでの
学生ホームページ公開について
概要および注意事項

同志社女子大学

2002年10月作成
2008年7月更新
2014年3月更新

はじめに

学生の皆さんが作成したホームページを、学内で公開するための環境が整いました。

「なーんだ。学内公開か。」と思われるかも知れません。実際、皆さんが、商業プロバイダとインターネット接続の契約を結ばれると、インターネット上にホームページを公開するための領域が、サービスの一環として含まれている場合があります。また、Yahoo やインフォシーク等のポータルサイトが、無料で、ホームページ公開領域をサービスしている例もあります。ホームページの作成と、インターネットでの公開は、決して珍しい事ではなく、むしろ、一般的な事となりつつあります。

しかし、世界中からアクセスされる可能性のあるインターネットで公開されたものは、衆目にさらされる事になります。インターネットでの公開が原因で、予期せぬトラブルに巻き込まれることもあります。

個人情報の取扱い、著作権等の知的所有権の取扱い、ネチケットの問題、等々、公開に際してクリアしなければならない問題は多いのです。

そこで、学生の皆さんに、比較的安全な学内公開という環境で、練習の場を提供しようというのが、この制度の主旨です。

もちろん、学内公開だからと言って、著作権や個人情報の取扱いを、ないがしろにして良い訳ではありません。この小冊子では、学生の皆さんが、ホームページを作成し、ホームディレクトリ（学生各自に割り当てられたサーバのディスク領域）上で、自主的に公開するための注意事項をまとめました。

関連諸規則

“ホームディレクトリでの学生ホームページ公開”には下記のネットワーク関連諸規則が適用されます。

- a) 同志社女子大学学術情報ネットワークシステム利用要綱
- b) インターネット利用要綱
- c) 学生ホームページ公開に関する運営要綱
- d) 同志社女子大学学術情報ネットワーク上における情報公開に関するガイドライン
- e) 同志社女子大学ホームページによる情報公開に関する申し合わせ
- f) ホームページ作成上の注意

上記の内、この制度の運用に密接に関連する下記の3件に関しては、この小冊子の巻末に添付します。

- c) 学生ホームページ公開に関する運営要綱
- d) 同志社女子大学学術情報ネットワーク上における情報公開に関するガイドライン
- f) ホームページ作成上の注意

その他の要綱、申し合わせに関しても、その適用を受ける場合があります。必要に応じ、部分的に引用しますので、全文は、『情報教育環境ガイドブック vivIT』を参照してください。

学内公開とは

同志社女子大学の学内 LAN に接続された全てのパソコンから、Internet Explorer 等のブラウザを使って閲覧できる状態を指します。学内 LAN に接続されたパソコンには、

情報処理教室・自習室に設置されたパソコン
教員の研究室、事務室に設置されたパソコン
学内情報コンセントに接続されたパソコン
ダイアルアップにより自宅等より接続されたパソコン

が含まれます。外部より商業プロバイダ等を通して接続された場合には、閲覧不可能です。大まかに言えば、本学の学生と教職員全員を対象とした公開です。

情報発信者の自己責任

ホームディレクトリでの公開においては、学生自身がサイト主宰者となり、発信内容の責任者となります。

大学は、この制度を利用してホームページを公開したことにより発生した、学生個人の損害について、賠償の責任を負いません。

また、情報発信により、皆さんが、第三者に損害を与えた場合も、皆さん自身の責任において解決するものとします。

実際には、関連諸規則を遵守し、慎重に内容を確認した上で公開される限り、学内公開において、大きな問題が発生することはないと予測されますが、次の点は十分に理解しておいてください。

- ・ サイト主宰者である学生自身が発信内容に関する全責任を負うこと
- ・ 学内公開といえども、“絶対安全”という事はなく、被害者、あるいは加害者になる危険性が潜んでいること

自動車の運転を思いうかべてください。ドライバーが如何に安全運転を心がけていても、事故が起こってしまう場合があります。道路や信号機に致命的な欠陥がある場合を除けば、事故はドライバーの責任です。教習所内（⇒学内公開）で事故が起こることはあまり考えられませんが、皆無とはい切れません。

（特例）

情報処理科目等の授業で、ホームページ作成を指導し、出来上がったホームページを、ホームディレクトリで公開する様に指導される場合があります。この場合、サイト主宰者は学生本人ですが、担当教員が管理責任を負います。（ただし、授業期間中のみ）このため、担当教員は、授業成果物としてのサイトに関しては、内容の訂正、削除、公開停止を指示することが出来るものとします。

作成者の明記、責任の所在と連絡先の明記

当該制度は、本学の学生が、自己の名により Web ページで情報を発信するためのものです。

匿名、偽名、ハンドル名^(注1)での情報発信は認められません。

トップページには、必ず、氏名（本名。漢字、かな、ローマ字のいずれも利用可）を記載してください。また、ホームページが一方通行の情報提供に終始しないよう、利用者の意見が汲み取れるように、作成者のメールアドレスを記載してください。

ただし、不用意な個人情報の掲載は、犯罪等の対象となりかねません。

学内ホームページは、キャンパス内の一部のパソコンからは認証なしに閲覧できます。本学学生・教職員になりすまして、キャンパス内に侵入した第三者が、閲覧し、悪用する可能性も皆無とは言えませんが、必要以上の個人情報（住所や電話番号等）は掲載しないように注意してください。

（注1）ネットワーク通信時に利用するニックネーム。自分で自由に決めるので、本名・性別・年齢などはわからず、匿名性が高い。

公開領域の容量

学生各自に 与えられているホームディレクトリの容量は 50M です。ホームページ公開領域、その他のファイル領域を合わせて 50M です。注意してください。例えば、ホームページ公開領域だけで 40MB を利用した場合、その他の用途に利用できるのは 10MB となります。

公開期間

申請許可後、当該学生の在学期間を通して公開可能とします。卒業、退学、除籍等により学籍を離れる事により、ホームディレクトリが削除されますので、自動的に公開終了となります。途中で公開を取り止めたい場合には、情報システム課に申し出てください。

申請手続き

公開を希望する学生は、巻末の「ホームディレクトリにおけるホームページ公開申請書」に必要事項を記入し、情報システム課まで提出してください。3日後にシステム上の準備を完了し、電子メールで「ホームディレクトリにおけるホームページ公開許可書」を交付します。

情報システム課では、大学構成員全般（学生・教職員）に紹介する目的で、「学生ホームページ学内公開サイト一覧表（巻末イメージ図参照）」を提供します。一覧表への掲載は任意です。（皆からアクセスして欲しければ一覧表に掲載し、個人的に練習するだけの場合は、特に掲載の必要はないでしょう。）一覧表への掲載希望に関しては、『「学生ホームページ学内公開サイト一覧表」掲載希望確認書』に必要事項を記入し、情報システム課まで提出してください。

サーバへのアップロード

巻末の「ホームページ公開手順」に従って作業してください。

申請の条件

本学ユーザ ID を取得していることが、申請をするための条件です。

ただし、この冊子の目的である、“不適切な情報発信の防止”を理解するためには、情報倫理講習を受講済か、同等以上の知識を修得している事が望まれます。

ホームページ作成のための、アプリケーションソフトの操作説明は、この冊子には含みません。また、講習会等も予定していませんので、各自、授業あるいは自習で習得されることを前提としています。

参考までに、情報処理教室(C262, C263, S201, S202)の Windows 機には、“ホームページ・ビルダー”が導入されています。ただし、専用ソフトを利用しなくても、例えば、Office Word 等でも html ファイルは作成できます。ホームページ・ビルダー、Office Word とともに、自習室に解説書が常備されていますので、ご利用ください。

公開可能な内容、不可能な内容

「〇×に関する事以外は公開してはいけない。」という様な、狭い意味での制約はありません。
例えば、考えられるだけでも

- ・ 学習成果、研究成果の発表
- ・ 教育活動の一環としての個人の自由な創作
- ・ 本学公認クラブ活動他の紹介

などがあり、各自のテーマや公開目的によって多岐にわたると考えられます。

しかし、いかなるテーマを選んだ場合でも、公開内容に、法律や、社会通念、ネチケットや、本学ネットワーク関連諸規則に反するものが含まれてはいけません。その意味では、様々な制約が課せられますが、それらの制約の意味を学び、実際の製作過程の中でクリアすることも、大学生としての勉強であると考えて、チャレンジしてください。

不適切な内容を含むサイトの公開停止

法律や本学ネットワーク関連諸規則に反するもの、社会通念やネチケットに反する情報が発見された場合、図書・情報センター所長の判断において、当該サイトの公開停止を行います。公開停止は、原則として、サイト主宰者である学生本人に対する注意、勧告を経て、本人の同意のもとに行いますが、事態が深刻で緊急を要すると判断される場合には、本人の同意を経ずに、図書・情報センター所長の裁量において、強制的に行うことが出来るものとします。

公開停止されたサイトの内容が適切に是正された場合、原則として、再公開が認められます。

発信者個人情報の開示

大学は、原則として、本人の同意なく発信者の個人情報を第三者に開示することはありません。ただし、下記のような場合には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（通称：プロバイダ責任法）」にもとづき、第三者（被害者本人）や警察等の機関に、発信者の住所等の個人情報を開示する場合があります。

例えば、A 子さんがホームページ上公開した情報により、B 子さんの社会的信用が著しく傷つけられたとします。ホームページ上掲載されている A 子さんの個人情報は学籍番号、氏名とメールアドレスだけですので、両者が知人関係にない限り、B 子さんは、A 子さんに、メールで苦情を言う他、手段がありません。もし、当事者間での話し合いがつかず、B 子さんが、A 子さんを名誉毀損で訴えようとした場合、B 子さんはシステム管理者としての大学に、A 子さんの個人情報を請求することになります。大学は、必要と判断すれば個人情報の開示を行います。

もちろん、このような事は極めて稀なケースであり、学内公開においては、まず起こらないと期待しますが、「犯罪性のある事態が発生すれば…プライバシーが保護される保証はありません。」

利用の停止

不適切な情報発信が行われ、その内容が悪質と判断される場合、前述の“サイトの公開停止”、“発信者個人情報の開示”に加え、インターネット利用要綱第5条に準じて、ネットワーク利用資格の停止が行われる場合があります。

リンクに関する注意

他サイトへのリンクは自らで交渉し、リンクした結果についても、本人が負わなければなりません。

リンクを張る際に、リンク先より許諾を得る必要がある（許諾を得る事が好ましい） ことについては、「ホームページ作成上の注意」第6項に記されていますので参照してください。

ここでは、リンク先の内容に関しても、本学ネットワーク諸規則の適用を受ける事を注意しておきたいと思います。

すなわち、リンク先のページに、本学ネットワーク関連諸規則に反する不適切な内容があった場合、それは、あなた自身のホームページの一部とみなされます。図書・情報センター所長の判断により、リンクの切断を指示する場合があります。

この制度の主旨から、教育・研究上必要性のあるサイト以外へのリンクは認められていません。何時どの様に更新されるか分からないリンク先の内容を、常時監視する事は、不可能に近い話です。安全面から、公共機関、教育機関等、信頼性の高いサイトに限定すべきでしょう。

次項以降では、本学ネットワーク諸規則で禁じられている項目から、特に注意して欲しい点を、何点か説明します。

注意事項

1. 営利行為

同志社女子大学のネットワークは、学術情報ネットワークです。従って、営利目的での利用は禁じられています。「〇×のケーキは美味しかったよ！」程度は許されるでしょうが、自分のアルバイト先のお店を紹介し、お店のホームページにリンクを貼り、「ご来店お待ちしております！」等の勧誘を行えば、立派な営利行為、商用活動です。もちろん、不要となった教科書のネット販売等も禁止されています。

2. 他人のプライバシーを侵害するおそれのあるもの

他者の個人情報を、本人に無断でホームページに掲載してはいけません。ホームページ公開が原因で、公開された人が、迷惑電話・メール、ストーカー行為等を受けるかもしれません。その様な実害が発生しない場合でも、個人情報を流されることに不快感を覚える人は多いと思われます。

例えば、友人との旅行写真を掲載し、「○月×日、△□さんと XY にて」というコメントを付記する場合、友人の肖像権を侵害しないためには、了解を事前にとるべきでしょう。風景写真に複数の人物が含まれていて、個人の特特定が不可能なレベルであれば、肖像権侵害にはあたりませんが、これらも、注意するにこした事はありません。

また、芸能人等著名人の写真掲載は、パブリシティ権の問題が発生しますので、注意が必要です。

3. 他人に対する誹謗、中傷、差別

これらは、何も、ネット社会でなくても、一般社会でも常識ですね。まして、良心教育を校是とする同志社女子大学に学ばれる皆さんには、注意するまでもない事かも知れません。

ここでは、これらの情報発信が、ネットワーク上で実施された場合、実社会よりも、影響が大きくなる可能性が高い事、また、ホームページ公開が、不特定多数を対象としているため、予期せぬ結果を生むことがあるという事を、再度、思い出しておきたいと思います。

あなたが、友人 A 子さんの悪口を、友人 B 子さんに電話で言ったとすると、それは、あなたと B 子さんだけの話題です。仮に B 子さんが第三者に伝えたとしても限度があります。

しかし、ネットワークを利用すれば、瞬時に数千人、数万人に情報を提供することが可能となります。(学内ネットワークといえども、5000 人以上の利用者がいます。) また、友人間では通じる言葉のニュアンスなども、不特定多数が対象となった場合、全く通じないでしょう。

他人を誹謗、中傷する表現とは何でしょう。正当な反論や批判との一線は何処にあるのでしょうか。言論の自由との関係はどうなるのでしょうか。絶対的なマニュアルはありません。言葉は、その使われた文脈の中で、愛情表現にもなれば誹謗・中傷にもなることは、皆さんが日常生活の中で体験しておられると思います。

差別表現はどうでしょう。様々な差別の概念がありますが、これも、「この表現を使っ
てはいけない。」とか、「これらの表現さえ使わなければ良い。」とう絶対的な指針はあ

りません。マスコミ等、公共性の高い機関が過去に受けた数々の批判、そこから導き出された一定の教訓があるのみです。(本学図書館にも、関係書籍がありますので、参考にされるのも良いかと考えます。)

判断は、発信者自身にゆだねられます。注意して欲しいのは、ホームページの公開が、不特定多数を対象としており、閲覧者の中には、あなたと全く異なる価値観を持った人もいる(かもしれない)という事です。あなたにとって一般的な表現でも、ある人にとっては、許し難い差別表現かも知れません。常に、他者への思いやりを持って、誤解を受けない表現を慎重に選んでください。

4. 有害プログラムを含む情報

Java アプレットや Active-X コントロール等を利用した悪意を持ったプログラム
実行形式ファイル(XXX. exe)による不正プログラム
コンピュータウィルス

等が、代表的です。

5. 知的財産権を侵害する情報

著作権侵害は、ホームページ作成の際に最も陥り易い間違いのひとつです。

そもそも、「著作権って何？」って思う人が多いのではないですか。この小冊子で著作権について十分な説明をすることは出来ません。文化庁や(社)著作権情報センターのホームページ等で学習してください。

文化庁：<http://www.bunka.go.jp>

著作権情報センター：<http://www.cric.or.jp>

言語、音楽、舞踊、美術、建築、地図、図形、映画、写真、プログラム等の広範囲にわたり、人間の思想、感情を創作的に表現したものは全て著作物であり、著作権法で保護されます。表現技術の上手下手、商業価値の有無を問わず、例えば3歳児の絵でも、小学生の作文でも立派な著作物です。さらに、著作権は工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）のように権利取得のための手続きを何ら必要とせず、著作物を創作した時点で自動的に権利が発生します。乱暴な言い方をすれば、身の回りのもの、殆ど全てに誰かの著作権が発生していると考えられます。

著作物を利用するには、原則として、著作権者の利用許諾が必要です。ただし、保護期間を過ぎたもの、あるいは、一定の条件下で許諾なしに利用できる場合もあります。

少し例をあげてみましょう。

5-1. ホームページに音楽を使う

- ・人気歌手のCDから、お気に入りの曲をMP3データに変換し、ホームページで利用する。…困難（著作隣接権のクリアが事実上不可能に近い）^(注2)
- ・人気歌手のヒット曲を、自分で演奏して利用する。…JASRACを通し作詞者・作曲者に対する著作権処理を行えば可能（使用料の支払いが必要）
- ・バッハやベートーベンの曲を自分で演奏して利用する…著作者の死後50年という保護期間を過ぎているため手続き不要。ただし、最近の編曲を使用する場合は、編曲に二次著作物としての著作権が発生している可能性がある。
- ・ホームページビルダーで提供されているMIDIやWAVEのサウンドファイルを利用する…可能（アプリケーションの利用契約に、これらの利用許可が含まれている）
- ・自ら作詞、作曲、編曲、演奏を行う…可能（あなた自身が著作権者、著作隣接権者となり、著作権法で保護されます）

（注2）ナップスター事件で有名となった音楽ファイルの交換システムも、著作権侵害となります。

5－2．他者の論文を引用し、自らの論文を作成

論文は、言語の著作物です。「引用」と認められる場合は著作権の許諾は不要です。ただし、引用と認められるためには、一般的に、以下の事項を満たしていなければなりません。

- ・他人の著作物を引用する「必然性」があること
- ・かぎ括弧をつけるなど、「自分の著作物」と『引用部分』とが区別されていること
- ・自分の著作物と引用する著作物との「主従関係」が明確であること（自分の著作物が主体）（裁判における判例として、引用部分が全体の 20%を超えない事が、引用と認められる条件として定着しています。）
- ・「出处」「原著者」「著作権者」を明確にし、出所の明示を行うこと。

出所等を明示せずに、他人の論文を自分の創作の様に見せかけて利用するのは、剽窃行為であり、厳に慎まなければなりません。

5－3．友人のホームページに掲載されている花の写真をコピーして使う

友人がプロのカメラマンでなくても、友人の撮影した写真は、その人の著作物です。友人の利用許諾をとってください。

著作権を始めとし、知的所有権の取扱いは複雑です。慎重に調べて対応してください。

巻末資料

- ・ 学生ホームページ公開に関する運営要綱
- ・ 同志社女子大学学術情報ネットワーク上における情報公開に関するガイドライン
- ・ ホームページ作成上の注意
- ・ ホームディレクトリにおけるホームページ公開申請書
- ・ 「学生ホームページ学内公開サイト一覧表」掲載希望確認書
- ・ ホームページ公開手順
- ・ 学生ホームページ学内公開サイト一覧表（イメージ図）
- ・ 参考図書（本学図書館所蔵）

学生ホームページ公開に関する運営要綱

2002年6月12日

同志社女子大学図書・情報センター

(目的)

第1条 本要綱は学生が研究（学習）成果を、ホームページを通じて発信できる環境を実現するに当たり必要事項を明確化することを目的とする。

(定義)

第2条 学生ホームページとは本学在籍の大学生・大学院生（以下学生）並びに学生団体が設けた Web ページで、自己の名により同志社女子大学学術情報ネットワークを通じ学内外に発信されるものを指す。

(基本的考え方)

第3条 学生ホームページは学内公開（基本的に学内全てのPCから参照可能）を原則とする。ただし教職員（専任に限る）が管理可能な範囲において、専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長の主宰サイトに設置または直接リンクされる形でインターネットへの公開が認められる。

(大学設置 Web サーバ)

第4条 本要綱で指す大学設置 Web サーバとは次の通りである。

1. 広報用サーバ (www.dwc.doshisha.ac.jp)
2. 教育・研究用サーバ (www2.dwc.doshisha.ac.jp)
3. 情報処理教室サーバ

(大学設置 Web サーバ資源の割当)

第5条 大学設置 Web サーバにおける資源割当は別に定める場合を除き次の通りとする。

1. 広報用サーバの資源は広報課に対し割り当てる。
2. 教育・研究用サーバの資源は専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長に対して、申し出にもとづき割り当てる。
3. 情報処理教室サーバの資源は、専任・嘱託教員並びに学生に対し、申し出にもとづき割り当てる。情報処理教室サーバ資源の学外からの閲覧は認めない。

(大学設置 Web サーバを通じた学生ホームページ公開)

第6条 大学設置 Web サーバにおける公開は別に定める場合を除き次の通りとする。

1. 教育・研究用サーバの資源割当を受けた専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長は、学内並びに学外へ公開されるサイトを主宰・運営できる。また当該専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長は、更新権を与えない形で学生ホームページを主宰サイト内に設け学外へ公開できる。
2. 情報処理教室サーバの資源割当を受けた専任・嘱託教員並びに学生は、その申し出により Web ページを学内公開（当該資源を学内のみ閲覧可）することができる。

3. 教育・研究用サーバの資源割当を受けた専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長の主宰サイトから直接リンクされる学生ホームページは、サーバの設置場所にかかわらず、当該サイトに包含され、かつ本学学術情報ネットワークから情報発信されるものとみなす。

(指導教職員)

第7条 授業など教育活動の一環として、教員が学生にホームページを作成させる場合、当該教員は学生ホームページが学内公開または学外公開にふさわしい内容となるように指導に努めなければならない。また授業終了等により指導を離れた場合、それ以降に当該学生ホームページにおける不適切な情報発信が放置されないよう、適切な処置をとる必要がある。

(Web サイト主宰者)

第8条 大学設置 Web サーバの資源割当を受け、学内並びに学外公開サイトを主宰する者 (Web サイト主宰者) は、サイト内に学生ホームページを設置または直接リンクする場合、当該学生ホームページについて学内公開または学外公開にふさわしい内容であるよう維持することについて、善良なる管理者としての注意義務をもつ。

(図書・情報センター所長)

第9条 図書・情報センター所長は、大学管理 Web サーバ内の学生ホームページについて、その内容が学内並びに学外公開にふさわしいか、善良なる管理者としての注意義務をもつ。その結果、不適切な情報発信を発見した場合、Web サイト主宰者に対し改善を勧告する。

(学科主任・研究科長の協力)

第10条 学科主任及び研究科長は、学科及び研究科に在籍する学生が設けた学生ホームページに関し、その情報発信内容が学内並びに学外公開に不適切と認められた場合、指導教職員、Web サイト主宰者並びに図書・情報センター所長と協力し、当該学生に対し適切な指導を行う。

(サイト更新担当者の任命)

第11条 大学設置 Web サーバの資源割当を受け、学内並びに学外公開サイトを主宰する者 (Web サイト主宰者) は、必要に応じ 2 名以内の更新担当者 (学生を含む) を設けることができる。サイト更新担当者はその氏名を図書・情報センター所長に登録する。

(自主設置サーバ、外部サーバ)

第12条 大学教育活動の一環として専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長が自主設置する Web サーバ並びに外部サーバ（以下自主設置サーバ等）についても同志社女子大学学術情報ネットワークに包含されるものとみなす。学生ホームページのインターネットへの公開は、教員（専任に限る）が管理可能な範囲において、専任教員並びに学部長・学科主任及び研究科長の主宰サイトに設置または直接リンクされる形でのみ認められる。

(自主設置サーバ等における学生ホームページ公開)

第13条 自主設置サーバ等においては学生ホームページのインターネットへの公開は行わない。ただし本要綱に準じて「運営細則」を作成し、あらかじめ図書・情報センター所長に届け出た場合はこの限りではない。なお図書・情報センター所長は「運営細則」の修正を求めることができる。

(自主設置サーバ等における学生への更新権付与)

第14条 自主設置サーバ等においては学生に対し更新権を与えない。ただし本要綱に準じて「運営細則」を作成し、あらかじめ図書・情報センター所長に届け出た場合は、学内向け情報発信についてのみ、付与可能とする。なお図書・情報センター所長は「運営細則」の修正を求めることができる。

(大学教育活動以外を目的とした外部 Web サーバを主宰する教職員)

第15条 大学教育活動以外を目的として外部 Web サーバ上のサイトを主宰する場合においても、学生ホームページの公開に際し、本要綱の趣旨に沿った運営を行うよう努めなければならない。

(要綱の改廃)

第16条 本要綱の改廃は同志社女子大学情報システム運営委員会、常任委員会および評議会の議を経て学長が決定する。

2002 年 5 月 24 日 情報システム運営委員会

2002 年 6 月 5 日 常任委員会

2002 年 6 月 12 日 評議会

2002 年 7 月 16 日 教授会

同志社女子大学学術情報ネットワーク上における情報公開に関するガイドライン

1999 年 2 月 24 日制定施行

2002 年 5 月 24 日改正

同志社女子大学情報システム運営委員会

1. 同志社女子大学学術情報ネットワーク（以下本学ネットワーク）を通じてインターネット上、並びに学内向けに WWW を用いてホームページによる情報を公開・発信する場合、ネットワークシステムの適正な運用を図るため、「同志社女子大学学術情報ネットワーク上における情報公開に関するガイドライン」を定める。
2. 本学ネットワークによる情報の公開・発信は、本学の教育研究機関としての発展に供することを目的とし、教育・研究およびそれらの支援から逸脱したものであってはならない。また、公開する内容によっては「社会的責任」・「法的責任」を問われるおそれがあることを常に認識しなければならない。したがって、以下に掲げる項目の内容についての公開とその行為は行わない。さらに、本学ホームページからのリンクも行わない。
 - ・著作権等の知的所有権を侵害するおそれのあるもの
 - ・プライバシーを侵害するおそれのあるもの
 - ・特定の企業や商品の宣伝等、営利目的、商用活動に通じるもの
 - ・特定の個人や団体の政治活動、あるいは宗教活動等に通じるもの
 - ・公序良俗に反するもの、または社会通念に反するもの
 - ・虚偽のもの
 - ・計算機、ネットワーク資源を不当に占有または浪費する行為に通じるもの
 - ・プログラムやデータ等を改変または破壊する行為に通じるもの
 - ・「同志社女子大学ホームページによる情報公開に関する申し合わせ」の主旨から反するもの
3. すべての利用者がネットワークシステム上で不利益を被らないよう、公正に情報を公開することに留意をする。また、どのようなネットワーク利用者からも本学が公開する情報にアクセスできるように留意をする。ただし、公開する内容と目的に応じて公開対象の範囲を限定する配慮も必要である。
4. 上記項目の他、ネットワークシステムの利用に関連する法令・条約の義務を遵守すべきであることはもちろんのこと、本学ネットワーク利用に関する規程（「同志社女子大学学術情報ネットワークシステム利用要綱」、「インターネット利用要綱」、「学生ホームページ公開に関する運営要綱」）を遵守しなければならない。違反する行為が発覚した場合、上記規定に従い、必要な処置をとるものとする。
5. 第4項に定める必要な措置には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」にもとづく、発信者情報の外部機関への開示、並びに情報の削除が含まれる。
6. ネットワークシステムの適正な運用を図り、不適切な情報発信を防ぐため、図書・情報センター所長及び同所長が指定する者は、ホームページのモニタリングを行うことができる。

附 則

このガイドラインは、2002 年 6 月 12 日から施行する。

ホームページ作成上の注意

1999 年 2 月 24 日

同志社女子大学情報システム運営委員会

本学インターネットドメイン(dwc.doshisha.ac.jp)より、インターネット上に WWW を用いてホームページによる情報公開・発信を行うために注意すべき事項を下記に列挙します。本学ネットワーク内に設置されたサーバにホームページを有する、あるいは本学のホームページからリンクされたページを管理する本学所属の組織・機関および個人は、下記の事項を理解し情報公開・発信を行うことが望めます。また、情報公開・発信の一般的な指針については、「インターネット上における情報公開に関するガイドライン」の内容を理解し、十分注意する必要があります。

1. 基本姿勢

ホームページによる情報の発信は、あくまで人間同士のコミュニケーションの手段であることを常に意識しなければなりません。見た目の美しさや新たな技術による画面の装飾も必要ですが、それは発信する情報の内容や、意図するところが相手に迅速かつ正確に伝わるものでなければなりません。

2. 作成者等の明記

作成したページには作成者または責任者を明記し、著作権に関わる適切な表示をすることによって保護することが必要です。さらに第三者による複製・引用等に関しての使用許諾条件を明記することも望めます。

3. 責任の所在と連絡先の明記

作成したページには作成者または責任者を明記し、記載内容についての責任をもたなければなりません。また、ホームページが一方通行の情報提供に終始しないために、利用者の意見が汲み取れるよう、作成者の電子メールによる連絡先、連絡方法等も明記すべきでしょう。

4. 適用ソフト等の明記

ブラウザソフトにもさまざまな種類やバージョンが存在します。そのためできる限り多くのブラウザソフトをサポートする形で作成することが望めます。また、特別なソフトウェアの追加が必要な場合は、その旨を明記するほうがよいでしょう。

5. 利用者制限の注記

ユーザやアドレス等を特定することにより、利用者（公開範囲）を制限しているページへのリンクに際しては、その旨の注記を付けると親切です。

6. 他のホームページへのリンク

作成責任範囲外のホームページへのリンクを行う場合は、管理の所在を明確にするためにその旨の説明を明記する必要があります。企業や公益団体以外の個人で運営されているようなホームページへのリンクについては、相手に許可を得ることが望まれます。リンクする際の説明についても、その内容に十分注意を払わなければなりません。また、他のホームページのトップページ以外へ直接リンクを行う場合は、それが独立した内容を持つ場合を除き、避けたほうがよいでしょう。

7. メンテナンス

公開される内容は、常に最新であることに注意を払ってください。また、利用者にとってはいつ作成されたのかということも重要な情報となるため、ページには更新年月日を記載した方がよいでしょう。

8. デザイン

ホームページをデザインするに際して、利用者の視認性を考慮し、一画面で表示できるよう配慮することが必要です。また、サイト構造についてもあまり複雑になることのないよう心がけてください。やむを得ず、構造が複雑になる場合は、全ページのなかでの現ページの位置がわかるように配慮しましょう。

9. ファイルサイズ

ページのデータサイズには十分注意を払う必要があります。特に外部から最初にアクセスされるページでは、画像や音声データ等の使用は必要範囲内にとどめることが望まれます。また、大容量のページへリンクする場合は、利用者に対してリンク先のファイルの大きさを説明するなどの配慮も必要でしょう。

ホームディレクトリにおけるホームページ公開申請書

20 年 月 日

「学生ホームページ公開に関する運営要綱」、「同志社女子大学学術情報ネットワーク上における情報公開に関するガイドライン」、「ホームページ作成上の注意」、その他、同志社女子大学ネットワーク利用に関する諸規則に基づき、ホームディレクトリにおけるホームページ公開を申請致します。

学 籍 番 号 : _____

氏 名 : _____

メールアドレス : _____@dwc.doshisha.ac.jp

授業担当者より公開を指示された場合

科 目 名 : _____

担 当 教 員 : _____

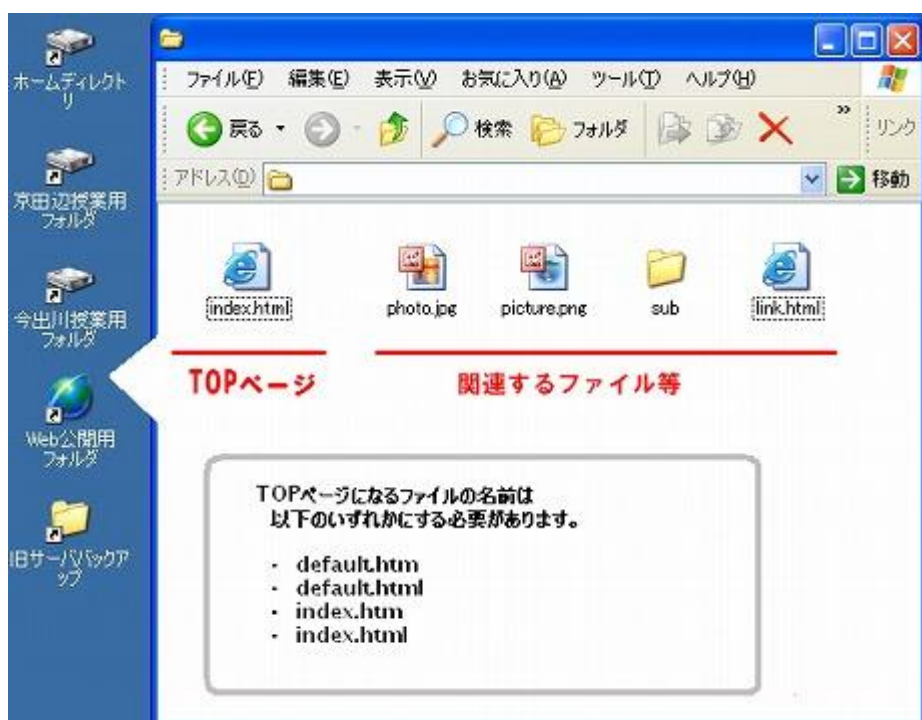
氏名の掲載を 希望する ☐ / 希望しない ☐

コメント（内容紹介）：希望する場合のみ全角50文字以内で記入

--

受付番号	確認

● ホームページ公開手順



- 1) TOP ページになるファイルの名前は以下のいずれかにする必要があります。

default.htm
default.html
index.htm
index.html

- 2) 『Web 公開用フォルダ』を開いたところに、TOP ページになるファイルをコピーします。

その他、関連のファイル等も必要に応じてコピーします。

注) 公開ホームページの申請をされませんと『Web 公開用フォルダ』にアクセスできません。

- 3) ブラウザで以下のアドレスを確認します。

公開するユーザのページ

<http://web.pcedu.dwc.doshisha.ac.jp/ユーザ ID/>

表示されない場合、次の点について確認してください。

- TOP ページとなるファイルが、『Web 公開用フォルダ』を開いてすぐの場所にあるか
- TOP ページとなるファイルの名前は、指定のもの(上記 1.参照)にしているか
- TOP ページとなるファイルの名前のつづりは、あっているか

【参考図書（本学図書館所蔵）】

021.2 H9420

インターネット時代の著作権：実例がわかるQ&A付 / 半田正夫

328.5 T9732

インターネット時代の著作権：この一冊ですべてがわかる / 富樫康明

328.5 A9378

ソフトウェア、データベース、デジタルコンテンツと知的財産権 / 青山紘一

328.5 C9284

著作権法ハンドブック / 著作権情報センター

328.5 T9368

インターネットと法 / 高橋和之，松井茂記

328.5 K9372

みんなで考える著作権 / 木下一哉[ほか]

007.3 N9368

IT ユーザーの法律と倫理 / 名和小太郎，大谷和子

007.3 0421

情報倫理学：電子ネットワーク社会のエチカ / 越智貢[ほか]

361.8 T430-1B

差別用語の基礎知識 '99 / 高木正幸

361.86 Y482

新・差別用語 / 山中央